

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和2年度 三郷市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱い量
				順位		順位			
1	1	亜鉛の水溶性化合物	1	10	73,000	9	73,000	0	0
1	13	アセトニトリル	1	10	1,600	23	1,600	0	0
1	53	エチルベンゼン	10	3	157,400	7	5,000	0	152,400
1	57	エチレングリコールモノエチルエーテル	1	10	12,000	17	12,000	0	0
1	80	キシレン	12	1	1,351,200	2	6,600	0	1,344,600
1	87	クロム及び三価クロム化合物	1	10	810	26	810	0	0
1	133	酢酸2-エトキシエチル(別名 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	1	10	12,000	17	12,000	0	0
1	262	テトラクロロエチレン	1	10	1,300	24	1,300	0	0
1	272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	1	10	16,000	13	16,000	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	10	3	950,100	4	0	0	950,100
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	9	5	68,100	10	3,000	0	65,100
1	300	トルエン	11	2	3,394,500	1	24,500	0	3,370,000
1	305	鉛化合物	1	10	17,000	12	17,000	0	0
1	308	ニッケル	1	10	13,000	16	13,000	0	0
1	309	ニッケル化合物	1	10	15,000	14	15,000	0	0
1	392	ノルマルヘキサン	9	5	1,049,500	3	0	0	1,049,500
1	400	ベンゼン	9	5	197,300	6	0	0	197,300
1	412	マンガン及びその化合物	1	10	500,000	5	500,000	0	0
1	420	メタクリル酸メチル	1	10	1,700	22	1,700	0	0
1	438	メチルナフタレン	1	10	10,000	19	10,000	0	0
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	1	10	92,000	8	92,000	0	0
3	16	シクロヘキサノン	1	10	6,000	21	6,000	0	0
3	24	テトラヒドロフラン	1	10	8,300	20	8,300	0	0
3	35	メタノール	1	10	1,000	25	1,000	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	2	8	13,900	15	13,600	0	300
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	2	8	68,000	11	68,000	0	0
		合計	—	—	8,030,710	—	901,410	0	7,129,300

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱い量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱い量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。